田浦中学校いじめ防止基本方針（抜粋版）

平成２６年３月策定・令和２年４月改訂

１　本校のいじめ防止基本方針

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条を参酌して）

「いじめ」とは，本校に在籍している生徒に対して，一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめ防止のために・・・いじめに対する基本的認識・・・

◎いじめは，どの学校でもどの学年・学級でも，どの生徒にも起こり得るとの認識に立つこと
◎いじめは，重大な人権侵害であり，人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
◎いじめ問題は，学校や教職員としてのあり方が問われているとの認識に立つこと
◎いじめ問題の解決に向けて，いじめられる側(被害者)の立場に立った指導を行うこと
◎いじめ問題の解決に向けて，組織的に取り組むことが必要であるとの認識に立つこと
◎いじめ問題は，家庭や地域と連携して取り組むことが必要であるとの認識に立つこと

２　めざす学校像

学校の３つの使命「人の命を預かるところ（安全指導，安全管理）」「人の命を育てるところ（教育活動，個性の伸張）」「命と命の触れあうところ（教育愛，人間形成）」が具現化されたいじめのない，いじめを許さない学校。

３　めざす生徒像

生徒一人一人が校訓「自主，誠実，躍進」の精神（田浦魂）を実践化し，いじめを見抜く，見逃さない，許さない生徒。

４　めざす教師像

一人一人がいじめに対する基本的認識を深く自覚し，いじめの未然防止はもとより，いじめの早期発見･早期対応のために人権感覚を常に磨き，小さなサインを見逃さない教師。

５　いじめ問題に取り組む校内組織

（１）生徒指導部会・生徒理解の日

（２）「いじめ防止対策委員会」の設置（定期開催，必要に応じ関係機関の出席を依頼）

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
○いじめの相談・通報の窓口
○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有
○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核等

６　基本的な行動指針

（１）いじめ防止（未然防止）の措置

①基本的な考え方

生徒をいじめに向かわせないため，田浦中学校全職員で未然防止に取り組んでいく。

生徒が周囲の友人や我々教職員と信頼できる関係をつくるために，「スマイル集会」や生徒同士や生徒と教師との関わりを増やし，一人一人が輝ける場所や場面をつくり，互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自ら作り出していく。

さらに，生徒指導部会を中心に，日常的に生徒の行動の様子を把握したり，定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして，どのような改善を行うか，どのような新たな取組を行うか検討しＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続していく。

②いじめの防止のための措置

ア　いじめについての共通理解

・いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議等で周知を図り，普段から教職員全員の共通理解を図る。

・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

イ　いじめをしない，させない態度・能力の育成

・道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分と他人を等しく認め合い，お互いの人格を尊重する態度を養う。
・授業や集会活動をとおして，コミュニケーションスキルを培う。

ウ　いじめが生まれる背景と指導上の留意点
・学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，一人一人を大切にした分かりやすく，生徒がつながる授業づくりに努める。
・学級や学年，部活動等の人間関係を把握して，しっかりつながる集団づくりに努める。
・家庭との連携を密にし，子どもの変化を見逃さない。

エ　自己有用感や自己肯定感を育む
・生徒が活躍できる場面をつくり，自己有用感が高まるよう努める。

（２）いじめ発生時の措置

①基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに管理職，学年主任，生徒指導主事等で情報を共有し，組織として対応する。被害生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際，問題の解決はもとより，再発防止の視点で社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめが背景に疑われる重大事態が発生した場合は，「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル（熊本県教育委員会）により対応する。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応
・いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。
・生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には，当該生徒・保護者の立場に立って真摯に傾聴する。その際，いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
・発見，通報を受けた教職員は「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を伝え，組織として対応する。
・事実確認の結果は，校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに，被害・加害生徒の保護者に連絡する。
・学校や学校の設置者が，いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，十分な改善が見られない場合は，教育委員会は学校からの相談を受け，出席停止等の措置を検討する。
・犯罪行為と取り扱われるべきと認められるいじめは，学校は教育委員会と相談の上，所轄警察署と連携して対処する。また，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，速やかに所轄警察署へ通報する。

7　生徒会の取組

（１）人権集会・人権宣言

① 田浦中生徒会人権宣言
「田浦中ＰＲＩＤＥ～みんなが笑顔でつながり，安心できる学校にするために～」
② 行動項目
壱　いじめを許さない，見過ごさない，加担しない田浦中生
弐　感謝を忘れず，伝えあう田浦中生
参　仲間と頑張りを分かち合える田浦中生
四　頑張っている人を心から応援できる田浦中生
※令和元年度版

（２）スマイル集会（人間関係づくり）
（３）小学校との合同行事の実施（遠足・あいさつ運動・学習会）

8　保護者，地域との連携

（１）生徒が発する変化のサインに気づいたときは，早急に学校に相談することの大切さを伝える。
（２）いじめ問題の解決には，学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを通信，学校ＨＰ，道徳の公開授業等で伝えて，理解と協力をお願いするなど，情報を発信する。
（３）ＰＴＡや地域の会合等で，いじめ問題など健全育成についての話し合いをすすめることをお願いする。
（４）いじめ問題の発生時には，家庭へ学校側の取組についての情報を継続的に伝えるとともに，連携をいつも以上に密にする，学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

状況によって緊急にいじめ防止対策委員会を開催し，校長の指示により敏速に支援体制をつくり，対処する。

緊急を要する問題行動が発生したときには，緊急いじめ予防対策委員会（校長，教頭，生徒指導主事，ＰＴＡ会長，芦北警察署，主任児童委員，区長会長）を開催する。

9　その他

学校評価においては，年度ごとの取組について，生徒，保護者からのアンケート調査，教職員の評価を行い，その結果を公表し，次年度の取組の改善に生かす。

学校は，いじめ防止基本方針に沿った対応を確実に行い，すべての子どもたちにとって「潤いと輝きにあふれる学校」となるように，全力を注ぐ。